

(調査様式1)

認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目

(平成18年3月31日現在)

(1) 事業主体の概要

介護保険事業所番号	4	6	7	1	5	0	0	0	8	2
※グループホーム名	グループホーム 吉田さくらの里									
※事業主体名(法人名)	有限会社 さくら商事					※代表者名	中村 敏子			

(2) ※事業の目的及び運営の方針

目的) 認知症高齢者の方々が人間としての尊厳を維持しつつ、地域社会とふれあいながら生き甲斐を見出し、安心と安全が得られるグループホームであること。
方針) 各人のケアプランに基づいて支援を行う事により日常生活の充実や心身の機能回復に努める。ご利用者様とその家族との交流を深めることにより、当ホームの運営方針を理解していただき、安心して入居していただけるよう努める。

(3) 組織の概要

※所在地	(〒899-1302) 鹿児島市東佐多2060			
※連絡先	電 話	099-295-2422	F A X	099-245-5757
交通の便 (最寄り交通機関等)	南国交通バス 吉田バス停より約300m 徒歩10分			
開設年月日	平成15年7月30日	※ユニット数 と利用定員	(2) ユニット 利用定員(18)人	
※グループホーム の併設施設 (併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)				

(4) 建物の概要

※都市計画法上の用途地域				
※建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型			
※建物構造	( 木造 ) 造り (1階建ての1階部分)			
※広 さ	敷地面積 ( 1540.2 ) m <sup>2</sup> 延床面積 (1棟 248.57 1棟 248.67) m <sup>2</sup> 1室あたりの居室面積 ( 9.98 ) m <sup>2</sup>			
※二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			

(5) 利用料等（入居者の負担額）

※家賃（月額）	（ 27,000 ）円		
※保証金の有無（入居時一時金）	□有（                      ）円	■無	
	有の場合償却の有無	□有（期間：                      ）円      □無	
※食費	朝食（                      ）円 昼食（                      ）円 夕食（                      ）円 おやつ（                      ）円 又は1日（ 1,000 ）円		
※その他の費用と徴収方法			
名目	徴収方法	金額（円）	
①理美容代	利用された月末日に累計請求し家賃、食費等と同様に徴収する。	1,000円	
②おむつ代			
③その他	光熱費	月末日に一律請求し、家賃食堂等と同様に徴収する。	3,000円
	日用品費	同上	3,000円
	*支払方法	直接窓口払い、または口座振込み	

(6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居人数（8名） [男性（      名） 女性（8名）]
	要介護1（1名） 要介護2（4名） 要介護3（2名） 要介護4（1名） 要介護5（      名）
	年齢（平均 84.8歳） [最低（82歳） 最高（92歳）]
※入居に当たっての条件	要介護者であって認知症の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方。 主治医の診断書等により認知症の状態にあることが確認できること。
退居に当たっての条件	医師等の判断により入院治療を必要とする場合。 入居者様に対して必要なサービスを提供することが困難な場合。

(7) 職員の概要 (複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。)

ユ ニ ツ ト 名 ( )	総数	( 10 ) 名 (内訳)・常勤 (専任 5 名) (兼務 名) 常勤換算 (3.42名) ・非常勤 ( 5 名) ・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数 職員1週間の勤務延時間数(注)( )時間÷40時間=常勤換算数( 名) (注)勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。
	夜間の体制	<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼務(兼務の施設 ) <input checked="" type="checkbox"/> 夜勤 ( 1 名) <input type="checkbox"/> 宿直 ( 名)
	※管理者 氏名 ( 森 トミ子)	<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼務(兼務の施設名 ) 資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input type="checkbox"/> 介護福祉士, <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 5年 2か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) <input checked="" type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・グループホーム管理者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )
	計画作成担当者 氏名	資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士, <input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ヘルパー2級 ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 4年 8か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) <input checked="" type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・認知症介護実践者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )
その他介護職員 ( 8 ) 名	資格 介護福祉士 ( ) 名 看護師等 ( 5 名) 介護支援専門員 ( ) 名 その他 (ヘルパー2級その他) ( 3 名) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) 受講済者 ( 名) [17年度以降]・認知症介護実践者研修 受講済者 ( 名) ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) 受講済者 ( 名) ( ) 受講済者 ( 名)	
(再掲) ホーム長(注) 氏名 ( ) 職員の中から、いわゆる「ホーム長」が定められている場合に記入すること	資格 ( <input type="checkbox"/> 看護師等, <input type="checkbox"/> 介護福祉士, <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ) 認知症高齢者のケアの経験年数 ( 年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 [17年度以降]・認知症介護実践者研修 <input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 ( ) ( )	

(注)「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には記入は省略できる。資格の欄は、複数ある場合はすべて記入すること。

(8) その他

※提携医療機関名	有馬医院 青雲病院 西園歯科
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の事業名等具体的に記入してください。)	
入居者家族会等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
家族の面会時間の設定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 時～ 時) <input checked="" type="checkbox"/> 無
介護相談員(注)等の受入状況	<input type="checkbox"/> 有(具体的に記入してください。  平成17年4月25日 午前10時 介護相談員 山本峰子氏 竹宮律子氏
	<input type="checkbox"/> 無

(注)「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(留意事項)

「※」の項目は、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合は10日以内に届け出る必要があります。

また、届出事項以外の項目以外も含め、少なくとも1年のうち一定の時期(各年5月1日現在)に情報を更新し、都道府県知事及び市町村長に届け出るものとする。